

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3174号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	31
3	改正概要	32
4	改正案	43
	(参考)	
	・提出された意見及びそれに対する考え方案 (審議会への必要的諮問事項以外の事項に 係るもの)	54
	・電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓 令案	59
	・「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」 改定案	60

令和6年1月17日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三友 仁志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和5年11月22日付け諮問第3174号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見等及びそれに対する考え方
 (審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間: 令和5年11月23日(木)～同年12月22日(金)(案件番号:145210200)
 再意見募集期間: 令和5年12月27日(水)～令和6年1月12日(金)(案件番号:145210216)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 13件 (法人:11件)

再意見提出者 4件 (法人:3件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
 ※意見及び再意見については要約を付しています。
 (提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	株式会社アイ・ピー・エス・プロ	株式会社NTTドコモ
2	株式会社コムスクエア	ソフトバンク株式会社
3	個人A	KDDI株式会社
4	フリービット株式会社	個人C
5	株式会社NTTドコモ	-
6	東日本電信電話株式会社	-
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	-
8	ソフトバンク株式会社	-
9	西日本電信電話株式会社	-
10	楽天モバイル株式会社	-
11	中部テレコミュニケーション株式会社	-
12	KDDI株式会社	-
13	個人B	-

ビル&キープ方式の導入(「選択可能化」、「原則化」等)について

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定電話網のIP網への移行後には、全事業者一律・公平にビル&キープ方式を採用することが最適。引き続き検討を進めるべき。 ● 本省令案は、全事業者一律・公平にビル&キープ方式を採用するためのステップとして、一定の意義がある。 ● 固定電話市場全体が、「競争フェーズ」から、「維持・縮退フェーズ」に移行している中、音声接続に係る規制については必要最小限であるべき。他の既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましい。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場の縮小傾向、固定電話網のIP網への移行、トラヒック・ポンピングの出現等の音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&キープ方式導入が望ましい。 ● 本省令案は、まずは部分的な導入を図る方策として制度整備を進めるものであり、意見前段及び中段に賛同。 ● 本省令案は、接続料の算定等に関する研究会(以下「研究会」という。)における議論等を踏まえれば、指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&キープ方式が選択可能になるものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップではない。 ● ビル&キープ方式の原則化は、適切なコスト回収の原則から逸脱する点、契約者数の多寡により有利・不利になり健全な競争に悪影響を及ぼす点に問題があり、適切ではない。 	<p>考え方1</p>	
<p>○ 当社としては、対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、着信接続料の高止まり抑止及び規制対応コスト・運用コストの最小化を図る観点から、全事業者一律・公平にビル&キープ方式を採用することが最適と考えており、当該方式の原則化に向けて引き続き検討を進めるべき</p>	<p>○ 指定電気通信設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、音声トラヒックは直近10年で25%減少し、今後も市場は縮小傾向にあります。また、固定電話網のIP網への移行や、トラヒック・ポンピングの</p>	<p>○ 意見については、ビル&キープ方式の選択可能化に賛同の御意見として承ります。 ○ なお、ビル&キープ方式を原則化することについては、研究会第七次報告書において、丁寧な議</p>	<p>無</p>

<p>と考えます。</p> <p>○ 今回の改正案について、全事業者で一律・公平にビル&キープ方式を採用するためのステップとして、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を促すために、指定設備設置事業者においてもビル&キープ方式の導入が可能となる点において、一定の意義があると考えます。</p> <p>○ なお、当社としては、固定電話市場全体が、顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行している中、音声接続に係る規制については必要最小限であるべきと考えており、事業者全体の対応コスト・運用コストを最小化する観点から、他の既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&キープ方式導入が望ましいと考えます。</p> <p>○ 今般の省令改正では、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とする制度整備を進めるものであり、左記意見<small>(注：意見1(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社意見)1点目及び2点目)</small>に賛同致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ビル&キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&キープ方式は、接続し合う事業</p>	<p>論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当と整理されたとおり、総務省においては、関係事業者の意見も踏まえつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当と考えます。</p>
---	---	--

	<p>者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律 		
--	--	--	--

	<p>採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる） <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場の縮小傾向、固定電話網のIP網への移行、トラヒック・ポンピングの出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&キープ方式導入が望ましい。 ● 部分的導入を図る方策として本省令案に賛同。 	<p>再意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則化に反対等の意見(再意見1中、ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。 	<p>考え方2</p>	
<p>○ 指定電気通信設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、音声トラヒックは直近 10 年で 25%減少し、今後も市場は縮小傾向にあります。また、固定電話網のIP網への移行や、トラヒック・ポンピングの出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で事業者</p>	<p>○ ビル&キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ</p>	<p>○ 意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 意見及び再意見中、ビル&キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>間協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&キープ方式導入が望ましいと考えます。</p> <p>○ 今般の省令改正では、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とする制度整備を進めるものであり、賛同致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案について</p>		
---	--	--	--

	<p>はあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点 ・ ビル&キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる） <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定電話網のIP網への移行後においては、稼働や専門人材の維持確保及び精算システム等のコストの削減、利用者料金設定の柔軟性向上等の効果を最大化するためにも、全事業者一律にビル&キープ方式を採用することが最適。 ● 本省令案は、全事業者一律導入に向けたステ 	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則化に賛成等の意見(再意見1中KDDI株式会社再意見と同旨)。 ● 原則化に反対等の意見(再意見1中ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。 	<p>考え方3</p>	

<p>ップとして、制度整備及び合意基準の明確化が図られる点で意義ある改正と受け止め、賛同。</p> <p>● 一方、ビル&キープ方式に係る利用者料金設定の位置付けについては、ビル&キープ方式の導入によりユーザ約款及び接続協定の既存の規定等に影響を及ぼさないよう、事業者間での確認・対応が必要。</p>			
<p>○ 当社としては全事業者間の接続形態が2社間の直接接続となり、相互に着信接続料を負担し合う対称な関係性となるIP網への移行後においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間の毎月の接続料精算、毎年の交渉/遡及精算に要する稼働や専門人材の維持確保及び精算システム等のコストの削減 ・ サービスの原価がすべて自社でコントロール可能(自網コストのみ)となることによる、利用者料金設定の柔軟性向上 <p>等の効果を最大化するためにも、全事業者一律にビル&キープ方式を採用することが最適と考えます。</p> <p>○ その上で、今回の改正案は、全事業者一律導入に向けたステップとして、指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の採用を可能とするための制度整備及び合意基準の明確化が図られる点について、意義のある改正と受け止め、これに賛同いたします。</p> <p>○ 一方で、ビル&キープ方式を採用する場合の利用者料金設定について「当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業</p>	<p>○ 指定電気通信設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、音声トラヒックは直近10年で25%減少し、今後市場は縮小傾向にあります。また、固定電話網のIP網への移行や、トラヒック・ポンピングの出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&キープ方式導入が望ましいと考えます。</p> <p>○ 今般の省令改正では、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とする制度整備を進めるものであり、左記意見<small>(注:意見3(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社意見)1点目及び2点目)</small>に賛同致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ビル&キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数</p>	<p>○ 意見及びKDDI株式会社再意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 意見及び再意見中、ビル&キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p> <p>○ 意見後段での御指摘については、接続約款の認可申請・届出や接続協定の変更等に係る事業者間協議において、関連する規定や契約約款等との関係も含め、適切に整理されることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）と位置付ける点については、事業者間の接続料精算方法であるビル&キープ方式の導入によりユーザ約款および事業者間の相互接続協定の利用者料金設定に関連する既存の規定内容等に影響を及ぼすことが無いよう、事業者間での確認・対応が必要になると考えます。</p> <p>（例）第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款）</p> <p>（責任の制限）</p> <p>第 84 条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、利用者料金が業務区間合算料金である場合において、相手方の責めに帰すべき事由（他の協定事業者の宅内スプリッタ、局内スプリッタ又は配線設備の原因により接続が行われなかった場合を除きます。）により自己の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その費用の負担について協議するものとします。</p> <p>3 当社又は協定事業者は、利用者料金が業務区間単位料金である場合において、相手方がその契約者の責めによらない事由により接続を行</p>	<p>が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事</p>		
--	--	--	--

<p>わなかったときは、それぞれの契約約款等で定めるところによりその契約者に対し自己の電気通信サービスに係る料金の支払いを要しないこととします。この場合において、当社又は協定事業者は、その支払いを要しないこととした料金額について、相手方に対し求償しないものとします。</p> <p>→ビル&キープ方式導入のために「役務区間合算料金」から「役務区間単位料金」(いわゆるぶつ切り)に変更する接続形態の呼について、従前どおり第2項の対象とするのか、あるいは第3項の対象へと変更するのか、事業者間での確認・対応が必要となる</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>業者がビル&キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点 ・ ビル&キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点(特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる) <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令案に賛同。 ● 新規参入事業者の参入障壁を下げる意味で 	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則化に反対等の意見(再意見1中、ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。 	<p>考え方4</p>	

<p>も、原則、全呼種を対象としてビル&キープ方式とすることが業界全体として適切であり、議論を加速することを要望。</p> <p>● 指定設備設置事業者同士のビル&キープ方式の導入後の利用者料金について、総務省において注視することを希望。</p>			
<p>○ 本件は指定電気通信設備を設置する電気通信事業者についてのビル&キープ方式の選択制と理解しておりますので弊社として賛同いたします。</p> <p>○ 新規参入事業者の参入障壁を下げるという意味でも、従前より弊社が要望しているとおり、原則ビル&キープ方式とすることが業界全体として適切であると考えております。同時にビル&キープ方式に含まれる呼種についても原則全呼種を対象とすることが適切であると考えております。今回の事業法一部改正についてはその実現に向けたステップであると承知しておりますが、その先の原則ビル&キープ方式の導入、対象を原則全呼種とすることについても議論を加速していたければ幸いです。</p> <p>○ また、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者同士のビル&キープ方式の導入については、その結果出てくるエンドユーザ向け料金が業界の実質的なスタンダードとなる可能性が高いと思われますので、御省の方でよく注視していただくことを希望します。 (フリービット株式会社)</p>	<p>○ ビル&キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われる、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や</p>	<p>○ 意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 意見後段及び再意見については、総務省において今後の検討の参考にすることが適当と考えます。</p> <p>○ 意見及び再意見中、ビル&キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p>	<p>無</p>

	<p>「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点 ・ ビル&キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような 		
--	--	--	--

	<p>制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる） （ソフトバンク株式会社）</p>		
--	---	--	--

ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置等

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の採用に当たっては、次の点に留意する必要。この考え方の下、本省令案に則って、関係事業者と協議しつつ具体的な合意の基準について検討していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意に基づき選択可能とする間は、いずれの事業者も相手方事業者からビル&キープ方式の採用を強制されるものではないこと ・ ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準については、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いとならない範囲で、柔軟な運用を可能なものとすべきであること 	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ビル&キープ方式の採用に当たっては、以下の点に留意する必要があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビル&キープ方式を二社間の合意に基づき選択可能とする間は、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず、いずれの事業者も相手方事業者からビル&キープ方式の採用を強制されるものではないこと ・ 指定設備設置事業者に対して制度的措置として求められている「ビル&キープ方式に合意する条件」については、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いとならない範囲で、柔軟な運用を可能なものとすべきであること ○ 当社としては、ビル&キープ方式を採用するこ 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省令案においては、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準が満たすべき要件が規定されていますが、合意の基準そのものを規定しているものではなく、制度が指定設備設置事業者にビル&キープ方式の採用を強要するものではありません。 ○ ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準については、まずは省令の規定やその趣旨を踏まえ、接続事業者に丁寧に説明しつつ、各指定設備設置事業者において適切に検討すべきものと考え 	<p>無</p>

<p>との合意の基準について、上記の考え方の下、本改正案に則って、引き続き関係事業者間で協議しつつ、具体的な合意の基準について検討していきます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		<p>ますが、本省令案の趣旨等を踏まえれば、当該基準については、公平であるほか、具体的・合理的であることが適当と考えます。</p>	
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令案においては、研究会第七次報告書を受け、他の電気通信事業者にも配慮がなされた合理的な整理が施されている。 ● ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準の満たすべき要件について、指定設備設置事業者間で解釈に差異が生じることを防ぐため、協議円滑化ガイドライン等において、より具体的な記述が行われるよう検討を要望。 	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」においては、ビル&キープ方式の部分的な導入を図るための制度を整備することが適当とする「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書を受け、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に合意の強要を生じさせないための措置を求めるとともに、実際に合意すべき事項が具体的に示されており、他の電気通信事業者にも配慮がなされた合理的な整理が施されていると考えます。 ○ なお、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」において、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定められなければならない旨及び満たすべき要件について規定されていますが、指定電気通信設備を設 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 意見後段については、総務省において、制度の円滑な導入を図る観点から、必要に応じ、関係事業者に丁寧な説明を行うことが適当と考えます。また、選択可能化後の協議の状況を注視し、必要に応じて、ガイドライン等の見直しを検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>置する電気通信事業者間で基準の解釈に差異が生じる余地が生じることを防ぐため、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等において、当該要件についてより具体的な記述が行われるよう検討願います。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>			
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定設備設置事業者からのビル&キープ方式採用の申入れに同意しなかった場合に、通常の事業者間精算方式に係る協議においてビル&キープ方式に誘導されることも想定。総務省において協議・合意状況を注視することを要望。 ● 万が一、ビル&キープ方式の導入の強要が生じ、又は生じるおそれがある事案が散見された場合には、必要に応じて協議円滑化ガイドラインの改定等の追加の措置について検討を行うことを要望。 	再意見7	考え方7	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の規定は、指定電気通信設備設置事業者(以下、「指定設備設置事業者」といいます。)がその交渉の優位性を背景としたビル&キープ方式の導入の強要が生じないための措置を講じていただいているものと理解をしております。 ○ しかしながら、これらの規定は主に指定設備設置事業者のビル&キープ方式の合意基準やその基準の公平性に関する事項を定められたものであり、例えば、指定設備設置事業者から非指定事業者に対して合意基準に基づきビル&キープの申入れがあり、非指定事業者が同意しな 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の事業者間精算方式をとる場合の非指定設備に係る接続料の適正性については、原則として事業者間協議を通じて確保されるべきものと承知しており、本省令案による制度整備後も引き続き、接続当事者間で円滑に協議が行われることが重要と考えます。 ○ 協議が不調等となった場合には紛争処理スキームを利用することも可能ですが、御意見で指摘されているような「誘導」を指定設備設置事業者が行うことについては、 	無

<p>った場合、現行の事業者間精算方式における非指定事業者の接続料の減額申入れ等を行う等によって、ビル&キープ方式へ誘導されることも想定されます。</p> <p>○ そのため、今後総務省様におかれまして、指定設備設置事業者と非指定事業者との協議・合意状況を注視いただくことを要望致します。</p> <p>万が一、指定設備設置事業者がその交渉の優位性を背景としたビル&キープ方式の導入の強要が生じたり、生じる虞があったりする事案が散見された場合には、必要に応じて「協議円滑化ガイドライン」の改定等の追加の措置についてご検討いただくことを要望致します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>		<p>本省令案の趣旨に照らしても適切ではないと考えます。</p> <p>○ いずれにせよ、総務省において、選択可能化後の協議の状況を注視し、必要に応じて、ガイドライン等の見直しを検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見8</p> <p>● 指定設備接続約款に規定される事項について、自社に優位な条件を恣意的に設定し、立場の弱い会社に導入を強いることが想定。総務省においては、研究会等において妥当性を検証し、恣意的な設定を排除する必要。</p>	再意見8	考え方8	
<p>○ 指定設備設置事業者が自社の接続約款に記載する任意事項(具体的なトラヒック・接続の数量条件)については指定設備設置事業者の裁量に委ねられていることから、設備設置事業者にとって優位な条件を恣意的に設定し、立場の弱い会社に対してビル&キープ導入を強いることが想定されるのではないかと。</p> <p>○ そのため、指定設備設置事業者が自社の接続約款に具体的なトラヒック・接続の数量条件等を設定する際は、必ず総務省の接続料の算定等に</p>		<p>○ ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準としてどのようなものが規定されるかにかかわらず、他の電気通信事業者は、当該指定設備設置事業者との間で通常の事業者間精算方式を継続することが可能となっていることから、御指摘のような「導入を強いること」が直ちに想定されないと考えますが、いずれにせよ、指定設備</p>	無

<p>関する研究会等においてそれらの妥当性を検証（同等の確認等）を経て、事業者の恣意的な設定を排除する必要があるのではないか。 （個人B）</p>		<p>設置事業者が「導入を強いること」は、本省令案の趣旨に照らして適切ではないと考えます。 ○ 総務省においては、必要に応じて、選択可能化後の協議の状況を注視することが適切と考えます。</p>	
---	--	--	--

利用者料金との関係等

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式を選択可能とする場合には、エンドエンド料金の維持が本来あるべき。一方、本省令案により、指定設備設置事業者においてもビル&キープ方式の導入が可能となることは、同方式の推進に資するものとして賛同。 ● ただし、本制度整備が実質的な料金規制として機能し、利用者料金設定の自由度が損なわれることで、結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要。 ● 指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結することが、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意することを要望。 ● トラヒック・ポンピングについては、本制度整備を踏まえ、速やかに「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(以下「裁定方針」という。)を改定し、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用等を用いる算定が困難な場合に、ビル&キープ方式を採用できるようにすべき。 ● 将来的には原則化を行い、公正競争を促進するとともにビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべき。原則化により、低廉で使い 	<p>再意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度整備による新たな料金設定等は、現制度下において指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とするための措置であり、ビル&キープ方式を選択するにあたって、新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解。 ● ビル&キープ方式をぶつ切りでの料金設定とし、着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むという整理は、事業者による利用者料金設定の自由度が制限されること及びエンドエンド料金設定が一般的であることから不適切であり、エンドエンド料金設定をベースとしたビル&キープ方式が本来あるべき姿であるという意見に賛同。必要であれば法改正も含めた対応をすべき。 ● 原則化に反対等の意見(再意見1中ソフトバンク株式会社再意見と同旨)。 ● トラヒック・ポンピングについて、裁定方針にビル&キープ方式を採用できるよう規定を追加することは、裁定方針の趣旨が適正な原価を回収するためのものであること、ビル&キープ方式は接続当事者間の合意に基づき選択可能とすることが適当であること等から適切ではない。 	<p>考え方9</p>	

<p>やすい料金の実現を目指す。</p> <p>● ショートメッセージサービスをビル&キープ方式の対象に含めることを要望。</p>			
<p>○ 当社は、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、「ビル&キープ方式」を選択可能とする場合(以下「選択的ビル&キープ方式」)において、発信側事業者が通話料に関する料金設定権をエンドエンドで設定する方式(所謂「エンドエンド料金設定」)を維持することが制度として本来あるべき姿であると考えます。一方で、本制度整備による新たな料金設定等により、指定設備設置事業者においてもビル&キープ方式の導入が可能となることについては、同方式の推進に資するものとして賛同いたします。</p> <p>○ ただし、本制度整備が着信側の電気通信事業者に対して実質的な料金規制として機能し、利用者に対する料金設定の自由度が損なわれることで結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要と考えます。</p> <p>○ さらに、指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結すること自体は、制度の運用にあたり必要な措置であり、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、トラヒック・ポンピングは、喫緊の解決が</p>	<p>○ 左記意見<small>(注:意見9(株式会社NTTドコモ意見)1点目及び2点目)</small>のとおり、本制度整備による新たな料金設定等は、現制度下において指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とするための措置であり、ビル&キープ方式を選択するにあたって、新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解しております。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ ビル&キープ方式の導入については、「接続料の算定等に関する研究会」において既に議論しており、その際構成員の先生からも「ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われる。選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところです。また、「ビル&キープ方式は、接続し合う事業者間のトラヒックが均衡し、互いの設備を同等</p>	<p>○ 意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本省令案におけるビル&キープ方式の位置付けは、指定設備との接続において新たな事業者間精算方式を選択肢に加えるものであって、利用者料金設定の自由度を損なうものにはならないと承知しています。</p> <p>○ トラヒック・ポンピングは速やかな解決を要する問題であるものの、総務省においては、研究会第七次報告書の考え方などを踏まえ、まずはトラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えます。なお、裁定方針は同研究会での過去の議論も踏まえ「個別的ではない、接続料についての基本的な考え方」について「裁定があった場合の考え方」を総務省が前もって示したものであると承知しており、選択可能となったビル&キープ方式を裁定方針に採り入れることの適否については、方針策定の趣旨を踏まえて検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>必要な政策課題であり、協議及び意見申出で解決しない場合は、接続料の適正性について裁定申請を行うことが考えられますが、本制度整備を踏まえ、速やかに「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月公表)を改正し、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用等を用いる算定が困難な場合に、ビル&キープ方式を採用できるようにすべきと考えます。</p> <p>○ 将来的には、ビル&キープ方式の原則化を行い、事業者間における公正競争を促進するとともにビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべきと考えます。</p> <p>当社は、ビル&キープ方式の原則化により、低廉で使いやすい料金の実現を目指します。</p> <p>○ なお、本制度整備案では、音声伝送役務に係るビル&キープ方式のみを対象としておりますが、ショートメッセージサービスは、発信側事業者が発信及び着信の電気通信役務において、利用者に対する料金を設定し、着信側事業者に対して接続料を支払うという音声伝送役務と同様の構造であるため、ビル&キープ方式の対象に含めていただきたいと考えます。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されているなどのため、公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。」や「事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。」等、ビル&キープ方式は二者間の合意に基づくべきとの意見が中小の事業者等からも示されていたところであり、これらの意見等も踏まえ、ビル&キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <p>上記を踏まえると、今回の改正案についてはあくまでも指定設備設置事業者においても二者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択が可能になるというものであり、全事業者一律採用や原則化へのステップとしての改正案ではないと考えます。</p> <p>当社としてもビル&キープ方式の原則化は以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといっ 	<p>○ ビル&キープ方式の原則化に関する御意見については、考え方1の後段のとおりです。</p> <p>○ ショートメッセージサービスに関する御意見については、本省令案に係るこれまでの議論では、専ら電話等の音声サービスにおけるビル&キープ方式が念頭にあったと承知しており、その他のサービスに係る接続におけるビル&キープ方式の取扱いについては、関係事業者の意見も踏まえつつ、総務省において、必要に応じて検討することが適当と考えます。</p>
---	--	---

	<p>たルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる） <p>（ソフトバンク株式会社）</p> <p>○ ビル&キープ方式の原則化については前述のとおり適切ではないと考えますが、今回の省令案である指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の選択を可能とするために、ぶつ切りでの料金設定（相互に接続する各事業者がそれぞれ自網にかかる部分の利用者料金を設定）とし、着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むとする整理は、事業者によるユーザ料金設定（従量料金とするか、基本料金とするか等）の自由度が制限されること及びエンドエンドでの料金設定（特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定）が一般的であることから不適切と考えます。</p> <p>従いまして、エンドエンドでの料金設定をベースとしたビル&キープ方式が本来あるべき姿</p>		
--	--	--	--

	<p>であるというNTTドコモ殿の意見に賛同であり、その実現のために、必要であれば電気通信事業法の改正も含めた法的対応をすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成30年1月16日公表。以下「裁定方針」という。)には既に裁定における基本方針として「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」や「近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いること」が定められていますが、裁定方針にビル&キープ方式を採用できるように規定を追加することは以下から適切ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針の趣旨は、あくまで当事者間で取得または負担すべき金額について協議が整わない場合に適正な原価を回収するためのものであること ・ 接続料の算定等に関する研究会で整理されたとおり、ビル&キープ方式は接続当事者間の合意に基づき選択可能とすることが適当であること ・ 指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を講じる必要性から、合意の基準を接続約款に定めなければならないとされていること <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
--	--	--	--

<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式をぶつ切りでの料金設定を前提として整理する場合、本省令案のように利用者料金の設定方法の制限が必要と認識。着信側事業者の請求する料金を着信側利用者に請求する基本料金に含む場合、着信数が少ない利用者にも着信数が多い利用者分のコストも含めて等しく負担いただくことになるが、本来、このような利用者料金の設定方法は事業者が決めるべきであり、省令で規定すべきではない。 ● 利用者料金の設定方法を省令で制限する必要のないエンドエンド料金設定を前提としたビル&キープ方式が実現できるよう、必要であれば法改正も含めた対応をすべき。 	<p>再意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の選択可能化は、指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の推進に資するものであり、早期に導入すべき。 ● 本制度の運用状況について事業者間の認識の齟齬等が生じないよう、必要な注視を行いつつ、仮に問題が発生すれば速やかに必要な措置を講じることとした上で、選択的ビル&キープ方式を早期に導入することが適当。 ● ビル&キープ方式の原則化により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えであり、本制度整備を受け、原則化のステップとして、部分的な導入を促すため、協議を進めていく考え。 	<p>考え方10</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ビル&キープ方式をぶつ切りでの料金設定(相互に接続する各事業者がそれぞれ自網にかかる部分の利用者料金を設定)を前提として整理する場合、省令案のように着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むというようなユーザ料金の設定方法の制限が必要になると認識しています。加えて、着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むこととした場合、着信数が少ないユーザにも着信数が多いユーザ分のコストも含めて等しく負担いただくことになる認識です。本来このようなユーザ料金の設定方法(従量料金とするか、基本料金とするか等)は事業者が決めるべきものであり、省令で規定すべきものではないと考えています。 ○ ユーザ料金の設定方法を省令で制限する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、「ビル&キープ方式」を選択可能とする方式(以下「選択的ビル&キープ方式」)は、指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の推進に資するものであるため、当社は、今回の制度整備により選択的ビル&キープ方式を早期に導入すべきと考えます。 ○ 今回の制度整備内容の運用状況について、これまでの事業者間の利用者料金設定に係る慣行とは異なりますが、指定事業者・非指定事業者間の認識の齟齬等が生じないよう、必要な注視を行いつつ、仮に問題が発生するようであれば、速やかに必要な措置を講じることとした上で、選択的ビル&キープ方式を早期に導入すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省令案におけるビル&キープ方式の位置付けは、指定設備との接続において新たな事業者間精算方式を選択肢に加えるものであって、利用者料金設定の自由度を損なうものにはならないと承知していますが、御意見については、総務省における今後の検討の参考とすることが適当と考えます。 ○ 再意見については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上段については、本省令案に賛同の御意見として承ります。 ・ 中段については、制度の円滑な導入を図る観点から、必要に応じ、総務省において関係事業 	<p>無</p>

<p>のないエンドエンドでの料金設定(特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定)を前提としたビル&キープ方式が実現できるよう、必要であれば電気通信事業法の改正も含めた法的対応をすべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 当社は、ビル&キープ方式の原則化(以下「原則的ビル&キープ方式」)により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えですが、今回の制度整備を受け、原則的ビル&キープ方式に向けたステップとして、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を促すため、事業者間における協議を進めていく考えです。 (株式会社NTTドコモ)</p>	<p>者に丁寧な説明を行いつつ、選択可能化後の協議の状況を注視することが適切と考えます。 ・ 下段については、考え方1の後段のとおりです。</p>	
<p>意見11 ● 通話料が事業者間協議の結果に左右されることは、利用者・業界全体に混乱を招くおそれ。 ● IP電話事業者は基本料を設定しておらず、新たに基本料(相当)を設定することは利用者目線でも困難。基本料に限ることなくコストを回収できるスキームを許容することを可能とすべき。</p>	<p>再意見11 ● 再意見10に同じ</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 従来、発信事業者側がエンドーエンド間で設定していた料金設定が、A社役務区間=A社料金設定区間となることで、極論ではあるが、ビル&キープ方式を適用した事業者(仮にB社とする)への着信については、A社側は通話料を、例えば固定なら約8円/3分のところ、約4円/3分にすることも理論上は可能になる。 ○ 一方、ビル&キープ方式を適用しない(できない)事業者(仮にC社とする)があった場合、A社側はC社へ着信する料金を、そのまま約8円/3分とすることが想像される。こうなった場合、C社は競争上の不利益を被ることになる。通話料が各事業者間の協議結果(ビル&キープ方式の適用有無)に左右されることは、一般ユーザあるいは業界全体に混乱を招く恐れがある。</p>	<p>○ 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、「ビル&キープ方式」を選択可能とする方式(以下「選択的ビル&キープ方式」)は、指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の推進に資するものであるため、当社は、今回の制度整備により選択的ビル&キープ方式を早期に導入すべきと考えます。 ○ 今回の制度整備内容の運用状況について、これまでの事業者間の利用者料金設定に係る慣行とは異なりますが、指定事業者・非指定事業者間の認識の齟齬等が生じないよう、必要な注視を行いつつ、仮に問題が発生するようであれば、速やかに必要な措置を講じることとした上で、選択的ビル&キープ方式を早期に導</p>	<p>○ 意見上段及び中段について、利用者料金の設定等については、各電気通信事業者において適切に判断等すべきものと承知しています。 ○ ビル&キープ方式に合意した接続事業者に着信する通信と、合意していない接続事業者に着信する通信で通話料を同一とすることは問題なく、また、接続事業者に支払うべき接続料の差があるなど、合理的と認められるコスト差を反映して通話料に格差が生じることは問題ないと考えられますが、総務省においては、利用者</p>	<p>無</p>

<p>○ ビル&キープ方式を適用した事業者B社の場合、基本料(相当)でコストを回収することになるが、多くのIP電話事業者は基本料を設定しておらず、新たに基本料(相当)を設定することは、ユーザ目線からも困難であることから、このような会社にとって今回の改定案ではコスト回収ができず、競争上の不利益を被ることになる。こういった場合には基本料に限ることなくコストを回収できるスキームを許容することを可能とすべきである。</p> <p>(株式会社アイ・ピー・エス・プロ・株式会社コムスクエア)</p>	<p>入すべきと考えます。</p> <p>○ 当社は、ビル&キープ方式の原則化(以下「原則的ビル&キープ方式」)により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えですが、今回の制度整備を受け、原則的ビル&キープ方式に向けたステップとして、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を促すため、事業者間における協議を進めていく考えです。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>の混乱が生じていないかなど、選択可能化後の利用者料金の動向等について注視することが適当と考えます。</p> <p>○ 意見下段については、「基本料に限ることなくコストを回収できるスキーム」の意味するところが明らかではありませんが、当該規定は、いわゆる「着信通話料」を想定しない趣旨であり、ビル&キープ方式を採用する場合に、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではないと承知しています。</p> <p>また、いわゆる「着信通話料」の設定については、利用者が予見し得ない形で従量制料金の課金を行う料金形態であり、本制度整備以降においても、国民等利用者の理解も得られないと考えられます。</p> <p>○ 再意見については、考え方10のとおりです。</p>	
<p>意見12</p> <p>● 利用者料金の設定について、発信側・着信側双方の利用者の混乱が生じない対応が必要であり、その対応は、指定設備設置事業者・非指定事業者を問わず実施すべき。この点、協議円滑化ガイドラインにおける非指定事業者に係る規定</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>	

に賛同。			
<p>○ ユーザ料金の設定については、料金設定事業者の判断で設定すべきものと考えますが、ビル&キープ方式の導入においては、通話サービスを利用するユーザ(発信側・着信側双方)の混乱が生じないような対応が必要であり、その対応については、指定事業者・非指定事業者を問わず実施すべきと考えます。</p> <p>○ この点、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に、「非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい」と規定いただいている点について、当社としても賛同します。 (東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		<p>○ 本省令案等を踏まえた事業者間精算方式の変更については、従前からの利用者対応の在り方を変更するものではなく、これを行う電気通信事業者にあつては、契約約款等の規定の整理も含め、適切な利用者対応を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>○ また、非指定設備間の接続において、本省令案と異なる整理でビル&キープ方式を導入することも可能ですが、電気通信事業者間の接続協議の簡素化等の観点から、ガイドラインにおける位置づけを参考に検討されることが望ましいと考えます。</p>	無
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式では発信事業者の(料金設定)区間が半分になるので、通話料も半分になることを期待。 ● 基本料がない会社がビル&キープ方式になって、新たに基本料が発生することを懸念。 	再意見13	考え方13	
<p>○ ビル&キープ方式になれば、発信事業者の区間が半分になるので、通話料も半分になることを期待する。</p> <p>○ 私が加入している電話会社には基本料がないので、その会社がビル&キープ方式になって、新たに基本料が発生すると困る。</p>		<p>○ 総務省においては、選択可能化後の利用者料金の状況等を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、本省令案は、いわゆる「着信通話料」を想定しない趣旨であり、協議円滑化ガイドラインの改</p>	無

(個人A)		定案のとおり、利用者料金の体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではないと承知しています。	
意見14 ● 本省令案における利用者料金の取扱いについて、どのような議論を経て整理されたのか開示される必要。 ● ビル&キープ方式の導入により、基本料が0円又は安い電話サービスの基本料が値上げされることはないのか。	再意見14	考え方14	
○ ビル&キープを導入する際の着信側の料金の取扱いについては、総務省の関連するホームページで確認するも経緯が確認できなかったため、どのような議論を経て今回のような整理になったのか、開示される必要があるのではないかと。 ○ また、ビル&キープが導入されることで、通話料の値下げにつながるかもしれないが、基本料が0円やインターネットサービスのオプションとして安い基本料で利用できる電話サービスの基本料が値上げされることはないのか。(私の使っている規模が小さい会社のサービスの基本料が値上がりになるかが不安…)		○ 利用者料金に関する整理については考え方10の前段のとおりですが、本整理については、研究会の結論も踏まえ、総務省において検討した結果を反映したものと承知しています。	無
(個人B) 意見15	再意見15 ● 選択可能化に賛同するが、事実上の強制がされることのないよう、総務省は注視する必要。プランによっては、消費者に影響を与える	考え方15	

	<p>可能性が十分考えられるため、国民に周知する必要。</p> <p>● ショートメッセージサービスもビル&キープ方式の対象に加えることに賛同。</p>		
-	<p>○ ビルアンドキープ選択可能化は賛同致しますが、一種と二種電気通信設備設置事業者が圧倒的な交渉力を有することから事実上の強制される事のないよう、総務省は注視する必要があると考えます。</p> <p>○ 電気通信プランによっては着信時の料金等で消費者に影響を与える可能性が十分考えられるため、国民に周知する必要があると思います。</p> <p>○ 最後、NTTドコモの意見にあるように、ショートメッセージサービスもビルアンドキープの対象に加える事に私も賛同します。 (個人C)</p>	<p>○ 本省令案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 再意見上段及び中段については、総務省において、選択可能化後の協議の状況や利用者料金の状況等を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 再意見下段については、考え方のとおりです。</p>	無

以上

情 郵 審 第 ※ 号
令 和 6 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和5年11月22日付け諮問第3174号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(指定電気通信設備に係る「ビル&キープ方式」の選択可能化)

令和6年1月23日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 接続制度については、電気通信事業における競争基盤として、これまで「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授。以下「研究会」という。)において、各種課題の議論・検証を進めてきた。
- 今般、研究会においては、固定電話網のIP網への移行等により想定される環境変化等を踏まえ、電話等の音声サービスに係る接続料における「ビル&キープ方式」(接続する電気通信事業者間で接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式)等について検討を行い、研究会第七次報告書(令和5年9月6日(水)公表)において、その部分的な導入を図るための方策として、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当との結論を得たところ。
- これを踏まえ、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備(以下「指定電気通信設備」という。)に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とするため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)関係省令等の一部改正案を作成した。

主な改正事項

(0) 第一種指定電気通信設備の接続約款の認可基準の整備	4
・ 電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)の一部改正(諮問対象外)	
(1) ビル&キープ方式に関する接続約款上の措置に関する規定の整備	5
・ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正	
(2) ビル&キープ方式に対応するための接続料の算定方法等の整備	7
・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。)の一部改正	
・ 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)の一部改正	
・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「一種接続会計規則」という。)の一部改正	
(3) その他	9
・ 附則	
・ 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月策定)の一部改定	

- 電話等の音声サービスに係る接続(音声接続)においては、接続する電気通信事業者同士が相互に支払い合う形態が典型的であるところ、固定電話網のIP網への移行等を踏まえ、音声接続における「ビル&キープ方式」の導入も含め、着信事業者の設定する音声接続料に関して検討を行ったもの。
- ビル&キープ方式の導入には、自網コストの効率化、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等のメリットがあるという意見があった一方、小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等のデメリットを指摘する意見もあったところ、ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当とされた。
- その上で、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が(その交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ、)他の電気通信事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当とされた。

【接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書】(抜粋)

第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方 3. 考え方 ③ 指定設備設置事業者の選択可能化

(…) まず、一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題」については、その根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念にあると考えられる。

この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定できないことから、選択可能とした場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講じる必要がある。具体的には、関係事業者及び総務省の提案を踏まえれば、次のような制度的措置をとることにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられる。

- ・ ビル&キープ方式に合意する条件(合意の対象とする接続の形態等)を接続約款に具体的に定めること。
- ・ 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、接続約款に定めること。(従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。なお、選択可能とするのみである以上、従来の接続料精算に用いる接続料については、引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定めるべきことについては、当然である。)
- ・ 当該指定設備設置事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等について、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとること。

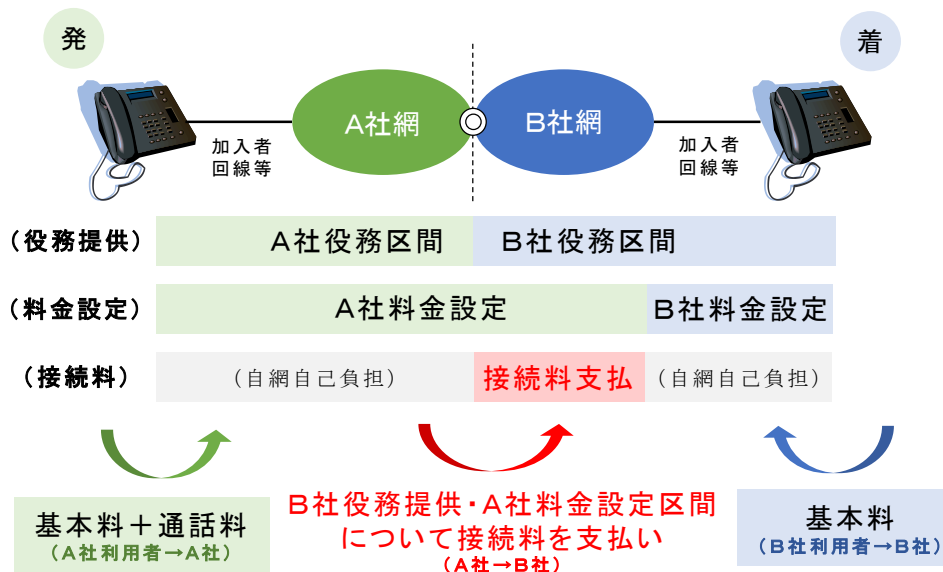
以上を踏まえれば、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当である。総務省においては、本研究会における議論を踏まえ、指定設備制度において、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を講じつつ、ビル&キープ方式を選択可能とするための具体的な制度整備を進めることが適当である。

また、制度整備以降の音声における利用者料金及び卸料金の動向については、総務省において注視していくことが必要である。

ビル&キープ方式

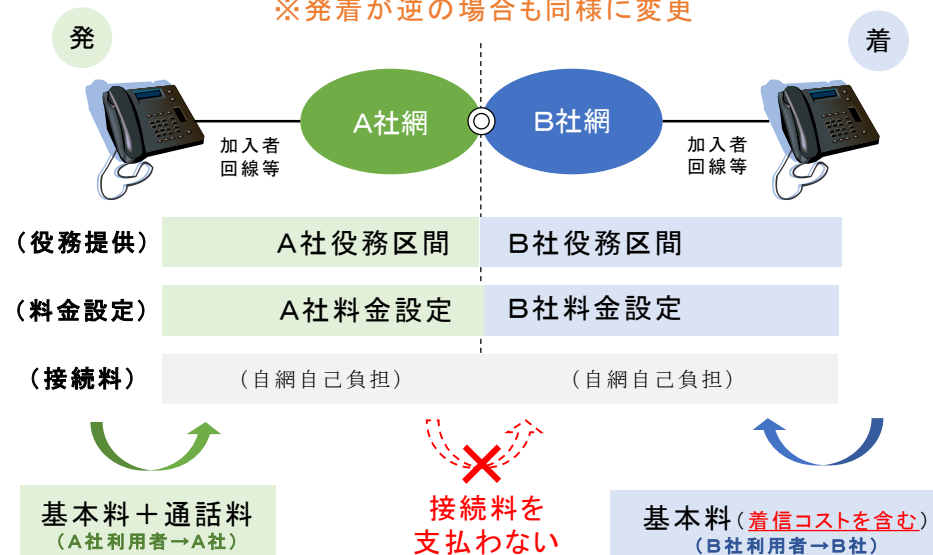
- 音声接続におけるビル&キープ方式は、発信側の電気通信事業者(以下「発信側事業者」という。)が着信側の電気通信事業者(以下「着信側事業者」という。)に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式。
- 選択可能化にあたっては、これを料金設定の在り方(複数の電気通信事業者の電気通信設備の相互接続により電気通信役務を提供する場合に、利用者料金を定めて利用者に示す電気通信事業者の別。いわゆる「料金設定権」の所在。)として、接続当事者間で次の2点に相互に合意するものと位置付けることとする。
 - ・ 発信側事業者の役務提供区間(発信側役務区間)に関する料金を発信側事業者が設定し、着信側事業者の役務提供区間(着信側役務区間)に関する料金を着信側事業者が設定すること。
 - ・ 発信側事業者は発信側事業者の加入者に、着信側事業者は着信側事業者の加入者に利用者料金を設定(コストを回収)すること。ただし、着信側事業者が設定する料金については、基本料(回線単位料金)として設定すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。)

現行方式(通常の事業者間精算方式)



ビル&キープ方式

※発着が逆の場合も同様に変更



- 電気通信事業法関係審査基準においては、第一種指定電気通信設備の接続約款の変更認可申請等に係る審査基準が定められているところ、ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方(電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別)が定められた接続約款変更認可申請があった場合、これを認可できることを明定する。

訓令改正案 【電気通信事業法関係審査基準】

第9章 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可

(趣旨)

第14条 法第33条第2項の規定による第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は法第33条第10項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、他の電気通信事業者との間で施行規則第23条の4第2項第10号の4に規定する合意に係るものを定める場合又は特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。

ア 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条で定める機能ごとの接続料

ウ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

オ 施行規則第23条の4第2項で定める事項

(2)~(4) (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続約款の変更認可申請については、電気通信事業法関係審査基準等に基づいて総務省において審査した上で、審議会(情報通信行政・郵政行政審議会)に諮問する。
- ・ 審査基準においては、法第33条第4項各号に適合しているかどうかについて、関係省令の規定に適合していることのほか、料金設定の在り方(電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別)について、「特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められること」について審査することとされている。
- ・ これは、料金設定の在り方については事業者間協議により定めることが基本とされているところ、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」(令和3年9月1日情報通信審議会答申)を踏まえ、加入電話発・携帯電話着の通話の料金設定について、着信事業者には認めないこととする等のために定められているものである。
- ・ 今般、ビル&キープ方式を料金設定の在り方として実現するに当たって、当該規定において、ビル&キープ方式に係る料金設定の在り方が接続約款に定められている場合でも、これを認可できることを明定する。

- 指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないための措置として、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととし、指定電気通信設備設置事業者は、当該基準に従ってビル&キープ方式に係る合意を行うこととする。
- 当該基準について、具体性・公平性等の観点から、満たすべき要件を規定する。

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (後述)

十一・十二 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第23条の9の5 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十二の二 音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ～ト (略)

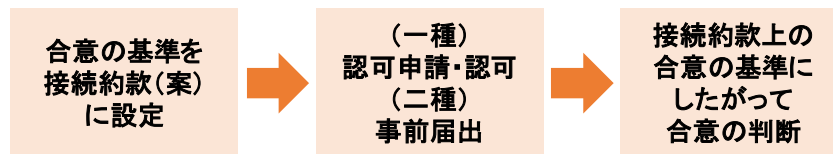
十三・十四 (略)

2 (略)

規定の趣旨

- ・ 指定電気通信設備の接続約款には、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項(法第33条第4項第1号ホ及び第34条第3項第1号ホ)を定めなければならないとされている。
- ・ 今般、指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式の選択を可能とするに当たり、指定電気通信設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした他の電気通信事業者に対するビル&キープ方式の強要が生じないよう措置するため、指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして、ビル&キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定めなければならないこととする。
- ・ また、定めるビル&キープ方式に係る合意の基準については、具体的かつ公平であること等が必要であり、そうした観点から、当該基準が満たすべき要件を規定する(後述)。

(指定電気通信設備設置事業者のビル&キープ方式の導入手順)



※ なお、指定電気通信設備設置事業者において、いずれの電気通信事業者ともビル&キープ方式を採用する考えがない場合においては、本基準を定める必要はない。

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)

第23条の4 (略)

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十の三 (略)

十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの

イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするとときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができるものと認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができるものと認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

十一・十二 (略)

(※)第23条の9の5(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)においても同様に規定。

規定の趣旨

- ・ビル&キープ方式に係る合意の基準の満たすべき要件について、次のとおり規定する。

(基準の具体性に関する事項)

イ:接続約款に定められた接続形態のうち、どの接続形態が対象となるか具体的に定めること。

※ 対象となる接続形態が客観的に明らかになるような形で規定されれば良く、全て機械的に列挙する必要があるものではない。

ロ:対称な接続形態の双方について合わせて合意するものであること。

※ 例えば、「A社発・B社着の一般呼」と「B社発・A社着の一般呼」を合わせて合意するものであり、「A社発・B社着の一般呼」のみを単独でビル&キープ方式とすることはできない。

ハ:合意の適用期間(最低継続期間、最長有効期間等)を定める場合は、その期間を具体的に定めること。

ニ:トラヒック等、接続に係る数量に係る条件を定める場合は、数量の範囲を具体的に定めること。

※ 「発着のトラヒックが同等」「トラヒックの差が僅少」といった条件は認められない。

(基準の公平性に関する事項)

ホ:他事業者からビル&キープ方式に係る合意の申入れがあつた場合に、当該基準に照らして合意できる場合は合意を拒まないこと。また、当該基準に照らして合意できると認められない場合に、他事業者に申入れを行わないこと。

ヘ:電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用(網改造料等)を対象とするものではないこと。

ト:不当な差別的取扱いをするものではないこと。例えば、

- ・接続料収支において、指定電気通信設備設置事業者の接続料支出が接続料収入を超過していることを条件とするものでないこと。
- ・電気通信役務の利用者数を条件とするものでないこと。

- ビル&キープ方式の部分的な導入により、指定電気通信設備の接続料の算定に影響が及ぶことは適当ではない。
- 従前と同様の接続料の算定を維持するため、接続料の算定における通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の設備との間の通信量等も含むこととする。

省令改正案【一種接続料規則】

(接続料設定の原則)

第14条 接続料は、一般法定機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等(当該一般法定機能に対応した設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。)の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

3 (略)

省令改正案【二種接続料規則】

(接続料設定の原則)

第11条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、当該接続料に対応する設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第十二号の二に規定する方式を採用するときは、第二種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

3・4 (略)

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備の接続料については、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価・利潤に一致するように定めることが原則とされている。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価・利潤}$$

- ・ 収入については、当該接続料に係る通信量等(通信量、回線数等。将来原価方式の場合はその予測値。)に当該接続料の料額を乗じて算定することとされているところ。
- ・ 当該通信量等において、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等が含まれないこととなると、第一種指定電気通信設備設置事業者との間でビル&キープ方式を採用する電気通信事業者が拡大した場合、通信量等が減少することにより、接続料の原価・利潤に一致すべき収入が減少し、結果として接続料が上昇することになるから、合理的ではない。
- ・ よって、当該通信量等について、ビル&キープ方式を採用する電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等も含むこととし、従前と同様の接続料の算定を維持する。
- ・ 第二種指定電気通信設備の接続料についても同様に、その算定に用いる需要にビル&キープ方式を採用する電気通信事業者等との間の通信量等も含むこととする。

- 第一種指定電気通信設備接続会計における内部相互補助のモニタリング機能を維持するため、第一種指定電気通信設備設置事業者がビル&キープ方式を採用し、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合においても、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を振替網使用料として整理することとする。

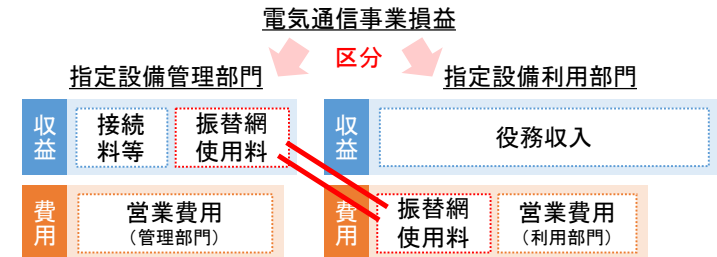
省令改正案【一種接続会計規則】

(会計単位の区分)

- 第五条** 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。
- 2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料(事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかったときに事業者が取得すべき金額)の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

規定の趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計では、第一種指定電気通信設備設置事業者の資産・費用・収益を指定設備管理部門と指定設備利用部門に区分して整理し、指定設備管理部門と指定設備利用部門の間で、第一種指定電気通信設備の利用に関して他事業者と同一の条件の社内(振替)取引を擬制している。
- ・ これにより、接続料の算定のための原価測定機能を有するとともに、両部門の損益状況を明らかにすることにより、内部相互補助のモニタリング機能を有するもの。



- ・ ビル&キープ方式の採用は、接続料の原価測定機能に影響を及ぼすことはない一方、採用することにより、第一種指定電気通信設備の接続料の一部を取得しなかった場合、その分の管理部門の収益が減少することとなり、内部相互補助のモニタリング機能が損なわれる。
- ・ これを防ぐため、ビル&キープ方式を採用した場合でも、ビル&キープ方式を採用しなかった場合に取得すべき接続料の同額を、指定設備利用部門からの振替網使用料として整理することとする。

① 附則

- 公布の日から施行することとする。

② 協議円滑化ガイドラインの一部改正(諮問対象外)

- 接続に関する事業者間協議のプロセス及び協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するガイドラインである「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、接続当事者間の合意がある場合にはビル & キープ方式を採用することが可能であること等を明記する。

※ 本ガイドラインは事業者間協議に新たな規制を導入することを意図するものではない。

ガイドライン改定案 【事業者間協議の円滑化に関するガイドライン】

2 事業者間協議のプロセス

(1) (略)

(2) 事業者間協議のプロセスに係る留意点

①・② (略)

③ 協議の内容

事業者間協議に当たっては、まずは接続料の水準及び具体的な接続条件を提示することとなる。

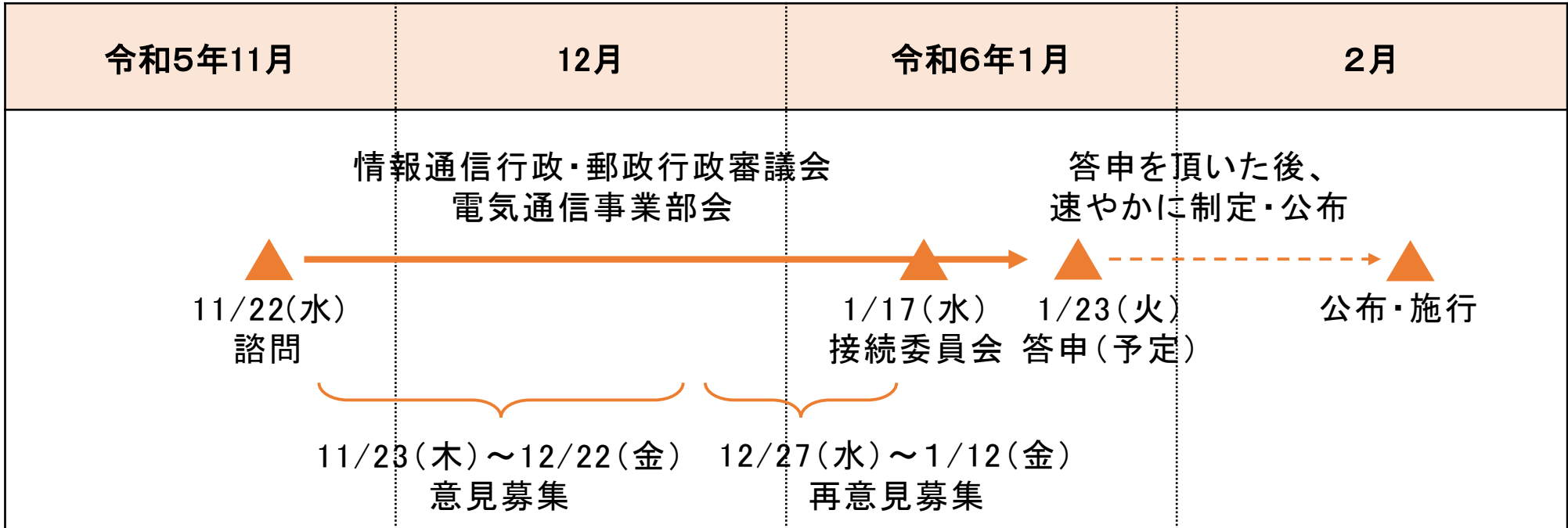
その際、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

特に、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」に示した考え方に従い、算定根拠に係る情報開示を相手方に対し行うことが望ましい。

なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。

・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。

・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料(回線単位料金)として請求すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。)



(参考)接続料の算定等に関する研究会における議論の経過

- ・ 第66回会合(令和4年12月21日(水)) 論点提示
- ・ 第67回会合(令和5年 1月24日(火)) 指定電気通信設備設置事業者(NTT東日本・西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)からヒアリング
- ・ 第69回会合(令和5年 3月 7日(火)) 非指定事業者等(9社2団体)からヒアリング
- ・ 第71回会合(令和5年 4月18日(火)) 論点整理①
- ・ 第73回会合(令和5年 5月30日(火)) 論点整理②
- ・ 第75回会合(令和5年 6月27日(火)) 検討の方向性(案)について、第七次報告書(案)について
(令和5年7月1日(土)～31日(月)) 第七次報告書(案)に対する意見募集)
- ・ 第76回会合(令和5年 8月29日(火)) 第七次報告書(案)に対する意見及びその考え方について
(令和5年9月6日(水)) 第七次報告書公表)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)
第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。

〔一〕の二 略〕

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。以下同じ。）内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務（インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含む、それ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。）であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。）

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ、次号イ、第二十三条の四第二項第十号の四及び第二十三条の九の五第一項第十二号の二において同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

〔イ〕の二 略〕

〔2〕・〔3〕 略〕

〔ロ〕 略〕

〔四〕 略〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 〔略〕

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)
第十四条 〔同上〕

〔一〕の二 同上〕

〔三〕 同上〕

〔イ 同上〕

(1) 基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

〔イ〕の二 同上〕

〔2〕・〔3〕 同上〕

〔ロ〕 同上〕

〔四〕 同上〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 〔同上〕

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇の三 略」

十一の四 音声伝送業務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信業務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限り。）を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの。

イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の經由の分担並びに電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信業務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをしないこと。

「十一・十二 略」

「3 略」

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

「一〇十二 略」

十二の二 音声伝送業務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続

「2 同上」

「一〇の三 同上」

「新設」

イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の經由の分担並びに電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信業務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをしないこと。

「十一・十二 同上」

「3 同上」

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 「同上」

「一〇十二 同上」

「新設」

<p>において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの。</p> <p>イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。</p> <p>ロ 第二種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第二種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。</p> <p>ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。</p> <p>ニ 第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。</p> <p>ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができる認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができる認められないときは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うこととはしない旨を定めるものであること。</p> <p>ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。</p> <p>ト 合意の対象とする接続において第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p> <p>[十三・十四 略]</p>	<p>[十三・十四 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>[2 同上]</p>

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(会計単位の区分)

第五条 「略」

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料（事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、事業者が当該他の電気通信事業者との間で当該方式を採用しなかつたときに事業者が取得すべき金額）の振替によって整理しなければならぬ。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

(会計単位の区分)

第五条 「同上」

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十四条 「略」</p> <p>2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等(当該一般法定機能に対応した設備等)に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第十号の四に規定する方式を採用するときは、第一種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。以下この項において同じ。」の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>2 前項の接続料に係る収入は、当該接続料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接続料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第四条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十一条 「略」</p> <p>2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。ただし、当該接続料に対応する設備等に関し、他の電気通信事業者との間で事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第十二号の二に規定する方式を採用するときは、第二種指定電気通信設備と当該他の電気通信事業者の電気通信設備との間の通信量等を含む。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「3・4 略」</p>	<p>(接続料設定の原則)</p> <p>第十一条 「同上」</p> <p>2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「3・4 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見及びそれに対する考え方(案)
 (審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

〔 意見募集期間:令和5年11月23日(木)～同年12月22日(金)(案件番号:145210200) 〕

意見提出者一覧

意見提出者 3件 (法人:3件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
 ※意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
3	KDDI株式会社

事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの改定

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非指定事業者同士の接続協定においても、(選択可能化に係る制度上の)ビル&キープ方式の位置付けを参考とすることが望ましいことについては、同方式の推進に資するものとして賛同。 ● ただし、ビル&キープ方式が着信側の電気通信事業者に対して実質的な料金規制として機能し、利用者に対する料金設定の自由度が損なわれることで、結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要。 ● 指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結することが、接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意いただくことを要望。 	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、非指定事業者同士の接続協定においても、事業者間協議の簡素化等の観点から、音声接続における「ビル&キープ方式」の位置付けを参考とすることが望ましいということについては、同方式の推進に資するものとして賛同いたします。 ○ ただし、音声接続における「ビル&キープ方式」が着信側の電気通信事業者に対して実質的な料金規制として機能し、利用者に対する料金設定の自由度が損なわれることで、結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要と考えます。 ○ さらに、指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結すること自体は、制度の運用にあたり必要な措置であり、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意いただきたいと考えます。 <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ ガイドライン改定案に記載した省令案におけるビル&キープ方式の位置付けは、指定設備との接続において新たに選択肢に加わる事業者間精算方式について、非指定事業者においても採用することが可能であることを示すものであり、利用者料金設定の自由度を損なうものにはならないと考えます。 ○ また、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とする際の接続約款上の規定整備については、省令等の規定を踏まえ選択肢を適切に整備すること自体が「強要」に当たるものではないと考えま 	<p>無</p>

	<p>すが、指定設備設置事業者において、接続事業者等に規定の趣旨等を丁寧に説明することが適当と考えます。</p>	
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式が選択可能であること等について明記する点について賛同。 ● ただし、事業者間協議の簡素化等の参考として利用者料金に係る整理を記載する点については、利用者料金設定の変更に伴い既存の接続協定等の関連規定の適用に関し事業者における整理・対応が必要となるため、むしろ、ビル&キープ方式に係る合意基準の満たすべき要件を参考として記載することが協議項目の明確化に繋がり、事業者間協議の円滑化に資する。 	<p>考え方2</p>	
<p>○ 主に非指定事業者間でのビル&キープ方式導入に向けた協議の促進のため、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」において、「音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。」と明記する点について賛同いたします。</p> <p>ただし、事業者間協議の簡素化等の参考として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。</u> ・ <u>発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料(回線単位料金)として請求すること。</u> <p>を記載する点については、前述<small>(注:電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見及びそれに対する考え方(審議会への必要的諮問事項に係るもの)における意見3)</small>の通り、利用者料金設定の変更に伴い既存の相互接続協定等の関連規定の適用に関し事業者側での整理・対応が必要となるため、むしろ、「ビル&キープ方式に係る合意基準の満たすべき要件(基準の具体性/公平性に関する事項)」を参考として記載することが協議項目の明確化に繋がり、(主に非指定の)事業者間協議の円滑化に資するものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 非指定事業者において、省令案における規定を参考として、ビル&キープ方式に係る協議における考え方をあらかじめ整理した上で協議に臨むことは、協議の円滑化に資する点があると考えられるものの、省令案の当該規定については、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を念頭に置いたものであり、本改定案に御提案のように追記する必要はないと考えます。 	<p>無</p>

<p><修正後の記載例></p> <p><u>なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において、合意の基準として満たすべき要件を次のとおり規定しており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の円滑化等の観点から、「ビル&キープ方式」の導入際はこの合意基準を参考とすることが望ましい。</u></p> <p><u>イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。</u></p> <p><u>ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。</u></p> <p><u>ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。</u></p> <p><u>ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。</u></p> <p><u>ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うこととはしない旨を定めるものであること。</u></p> <p><u>ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。</u></p> <p><u>ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。</u></p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <p>● 本改定案は料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解しているが、規定の理由や背景等につ</p>	<p>考え方3</p>	

<p>いて確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の位置付けを記載する規定について、ビル&キープ方式を選択するにあたって、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本使用料0円」というプランであっても何ら問題とはならないこと ・ 基本料(回線単位料金)を1円以上請求しなければならない、又は「基本料」という名称に限らず回線単位料金として1円以上請求しなければならないものではないことを確認したい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般、指定設備設置事業者におけるビル&キープ方式の採用に伴う、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」改正案の左記下線部(※)の記載は、現制度下において指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とするための措置であり、ビル&キープ方式を選択するにあたって、新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではないと理解しておりますが、本記載を規定する理由や背景等について確認させていただきたいと考えます。 ○ また、左記下線部(※)の規定については、ビル&キープ方式を選択するにあたって、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本使用料0円」というプランであっても何ら問題とはならないこと ・ 基本料(回線単位料金)を1円以上請求しなければならない、あるいは、「基本料」という名称に限らず、回線単位料金として1円以上請求しなければならないものではないことを確認させていただきたいと考えます。 <p>(※) なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。 ・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料(回線単位料金)として請求すること。(料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。) <p>(KDDI株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本改定案の規定の趣旨等については、考え方1中段のとおりであり、「新たに料金規制のようなものを課す趣旨ではない」ことについて、ご理解のとおりです。 ○ なお、いわゆる「着信通話料」の設定について、利用者が予見し得ない形で従量制料金の課金を行う料金形態であり、本制度整備以降においても、国民等利用者の理解も得られないと考えることから、「基本料(回線単位料金)として請求する」としたものです。 ○ また、後段についても、ご理解のとおりです。 	<p>無</p>

以上

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（審査基準）</p> <p>第15条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1) 法第33条第4項第1号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、<u>他の電気通信事業者との間で施行規則第23条の4第2項第10号の4に規定する合意に係るものを定める場合又は特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別</p> <p>オ [略]</p> <p>[(2)・(3) 略]</p>	<p>（審査基準）</p> <p>第15条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1) 法第33条第4項第1号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、<u>特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。</u></p> <p>ア～ウ [同左]</p> <p>エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別</p> <p>オ [同左]</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

事業者間協議の円滑化に関するガイドライン

平成 24 年 7 月

(令和 元年 5 月最終改定)

総 務 省

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業は、国民生活や産業経済活動に必要な通信サービスを提供する事業であって、高い公共性を有している。同時に、ある電気通信事業者（以下「事業者」という。）のネットワークが他の事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している。

このようなネットワークの公共性・重要性に鑑み、ネットワーク同士の円滑な接続を確保することは重要な政策課題となっており、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 32 条においては、ネットワークを有する事業者は、原則として、その設置する電気通信回線設備との接続に関する他事業者からの請求に応じなければならないとされている（接続応諾義務）。

なお、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「指定設備設置事業者」という。）に対しては、上述の接続応諾義務に加え、そのネットワークの有する不可欠性又は接続協議における優位な交渉力に鑑み、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続に関する協定（以下「接続協定」という。）を締結・変更してはならない義務が課されている。

接続協定は、累次の規制緩和により、認可・届出といった事前規制が廃止されており、双方の合意のみで効力を生じるものとなっている。なお、事後的な担保措置として、業務改善命令や接続等に係る総務大臣裁定等が整備されている。

このような状況にあって、我が国における近年の環境変化に着目すると、イ

インフラ・ネットワーク面では、~~メタル回線から光ファイバへ、交換機を中心に構築されていたPSTN（電話網）からNTTの次世代ネットワーク（NGN）をはじめとするルータやサーバによって構成されるIPネットワークへ移行が進んでいる。~~また、無線系では、LTEに代表されるモビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、WiMAXに代表される高速性・コスト面等で先行する無線アクセス系システムの双方が発展を続けている事前規制の廃止された時期と比較すると、固定通信分野ではFTTHアクセスサービスの普及や固定電話網のIP網への移行等、移動通信分野では移動通信システムの世代交代や仮想化技術の進展等、ネットワークの発展・変化が続いている。この結果、事業者のネットワーク同士の接続形態は、固定・移動の垣根を越えて、多様化・複雑化している。

接続協定の締結に当たっては、上述の規制緩和がなされた趣旨を踏まえると、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件（以下「接続料等」という。）に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景として、事業者当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例が発生しており、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。このように事業者間協議による合意の形成が円滑になされない場合には、公正競争の確保が十分になされないおそれがあり、ひいては利用者利便が損なわれる可能性がある。

本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するものである。これにより、事業者間協議における予見可能性を高め、そ事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。

なお、本ガイドラインは、上述のような事前規制の緩和・廃止がなされた経緯を踏まえ、新たな事前規制の導入を意図するものではない。また、本ガイドラインは、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の事業者間協議の方法の変更を求めるものではない。

(2) ガイドラインの対象

本ガイドラインは、固定通信事業者と移動通信事業者、指定設備設置事業者と指定設備設置事業者以外の事業者（以下「非指定事業者」という。）等の別を問わず、全ての事業者を対象として、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すものである。ただし、携帯電話事業者の接続料等に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を、併せて参照すること。

なお、指定設備設置事業者は、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続協定を締結・変更してはならないとされているが、接続約款の認可申請又は届出に先立って十分な事業者間協議が行われることは、その後の接続協定の締結又は変更に係る協議の円滑化の観点から望ましい。ただし、事業者間協議の結果合意に至らなかった場合であっても、指定設備設置事業者は認可申請や届出を行うことは可能である。

2 事業者間協議のプロセス

(1) 基本的な考え方

「1(1) ガイドラインの目的」を踏まえ、接続料等を含む接続協定の締結については、まずは当事者間の協議に委ねられるのが原則である。ただし、当事者間において十分な協議を行う促す観点から、事業者は、協議の開始又は再開に当たって、事業者間協議のプロセス（進め方、スケジュール等）について一定の認識を共有することが望ましい。

(2) 事業者間協議のプロセスに係る留意点

① 窓口の明確化・協議の申込み等への対応

事業者は、接続に係る事業者間協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、事業者と接続協定を締結する事業者又は接続を希望する事業者（以下「接続事業者等」という。）からの問合せや接続に係る協議の申込み、申請等に対して遅滞なく対応することが望ましい。

② 事業者間協議のスケジュール

事業者は、接続協定を締結又は変更しようとする場合、例えば、接続料の水準のみを変更する場合であれば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法、算定根拠について十分な**事業者間**協議が行える期間を確保する**など等**、その適用予定時期に鑑みて十分な**協議が可能な**期間を確保して、協定案の内容を接続事業者**等**に通知し、事業者間協議を開始することが望ましい。

接続料算定に係る業務の都合等により具体的な**接続料料金額**の変更案の提示からその適用までに十分な期間を確保することが困難な場合は、例えば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法を先行して提示する**など等**の方法により、当事者間における予見性の確保と円滑な協議の実施に努めることが望ましい。

③ 協議の内容

事業者間協議に当たっては、まずは接続料の水準及び具体的な接続条件を提示することとなる。

その際、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方や算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

特に、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」に示した考え方に従い、算定根拠に係る情報開示を相手方に対し行うことが望ましい。

なお、音声接続における「ビル&キープ方式」は、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式であり、事業者間の合意がある場合は、当該精算方式を採用することも可能である。指定設備設置事業者における本方式の採用については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）において、次の2点について事業者間で双務的に合意されるものと位置付けられており、非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい。

・ 発信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は発信側事業者

が有し、着信側事業者が電気通信役務を提供する区間の料金設定権は着信側事業者が有すること。

- ・ 発信側事業者は発信側事業者の利用者に、着信側事業者は着信側事業者の利用者に利用者料金を請求すること。なお、着信側事業者が着信側事業者の利用者に請求する利用者料金については基本料（回線単位料金）として請求すること。（料金体系上、「基本料」という名称の料金を定めなければビル&キープ方式を採用できないという趣旨ではない。）

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

(1) 基本的な考え方

音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当である。

(2) 情報開示の方法等

上記の基本的な考え方から、上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。

なお、指定設備設置事業者が認可又は届出のなされた接続約款に基づき締結する接続協定も、非指定事業者間の接続協定と同様、当事者間の合意に基づく契約としての性質を有する。したがって、指定設備設置事業者は、当該接続約款の認可又は届出が完了していることや当該認可又は届出に係る手続の過程で総務省への一定の情報開示がなされていることのみをもって、直ちに接続事業者等に対する接続料の算定根拠に係る説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

(1) 基本的な考え方

事業者間でネットワーク同士の接続を行うに当たり、接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改や、接続に際して必要となる機能を具備するための網改造が発生する場合がある。

このようなシステム開発等は、その性質上、多くの場合、コストの負担、技術的な仕様への対応、システムの仕様に合わせた業務フローの構築等が必要となるため、ネットワーク同士の接続を行う事業者双方に影響を与える。このため、これらのシステム開発等に当たっては、その機能や仕様、コスト負担の方法等が一方の当事者によって独自に決定されるべきものではなく、当事者間の協議を踏まえることが望ましい。

(2) 接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改

上記の基本的な考え方から、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者等に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者等から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当である。

(3) 接続に際して必要となる網改造

① 網改造費用の検証

事業者間協議において接続に必要な網改造の内容や費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り相手方に情報開示することが望ましい。

② 網改造費用の案分方法等について

複数事業者がネットワークを接続する際、必要となる機能を具備するための網改造を行う場合、システムの仕様や費用負担の案分方法の決定に当たっては、関係事業者間で十分な協議を行うとともに、各事業者の意見を可能な限り反映することが望ましい。その際、例えば、利用の程度（トラヒック比等）が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当である。

5 協議が調わなかった場合の手続

(1) 紛争処理スキームの利用

事業者は、接続協定を円滑に締結するとともに、締結された接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム（総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁）を利用することができる。¹

(2) 意見申出制度の利用

接続に関して、事業者の業務の方法に苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。²

(3) 接続料が不当に高額であると認められる場合等について

指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず、接続料の水準が不当に高額である場合その他接続の条件が不当であると認められる場合については、事業法第29条第1項に基づく業務改善命令の対象となる場合があることに留意が必要である。また、指定設備設置事業者については、事業法第33条第6項若しくは第8項又は第34条第3項に基づく接続約款変更命令の対象となる場合

¹ 紛争処理スキームに係る手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛争処理マニュアル ―紛争処理の制度と実務―」~~（平成27年12月公表）~~を参照。

² 意見申出制度の詳細については、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」を参照。

があることに留意が必要である。

6 その他

総務省は、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。